

平成27年度事業報告書

1 運営事項

(1) 理事会の開催

平成27年度は理事会を3回開催した。第1回理事会は平成27年6月9日に開催し、公益社団法人としての第5回定時総会に付議する議案及び業務執行理事による職務の執行状況の報告、運営細則の改正、名古屋ファミリー相談室の代表の選任について審議、議決した。

第2回理事会は、平成27年6月26日の第5回総会後に開催した。総会において、任期途中の業務執行理事を含めた3人の理事の交替等が認められたため、互選により業務執行理事である専務理事及び常務理事を選定した。また、事務局長の交替も承認され、理事長はその場で理事鶴岡健一を事務局長に任命した。

第3回理事会は、平成27年12月11日に開催し、特定個人情報取扱規程について審議、議決し、業務執行理事による職務の執行状況の報告を行った。

(2) 正会員、特別会員及び賛助会員の入退会

① 正会員

平成27年3月末日で239人であった。平成27年4月1日から平成27年度期末までの入会は21人であるが、退会者が14人あり、平成27年度期末の正会員数は246人である。

② 特別会員

個人特別会員は、平成27年3月末日で637人であった。平成27年4月1日から平成27年度期末までの入会は53人、退会は41人であり、平成27年度期末の個人特別会員数は649人である。

法人特別会員は、平成27年3月末日で7法人であった。平成27年4月1日付けで1法人の入会があり、平成27年度期末の法人特別会員は8法人となった。

③ 賛助会員

平成27年3月末日の賛助会員数は109人であった。平成27年4月1日から平成27年度期末までの入会は68人、退会は8人であり、平成27年度期末の賛助会員数は169人である。

(3) 財政事情

平成27年度の財政について、収入面では、成年後見の後見報酬、面会交流援助を含む相談料、会員の寄付金収入のほかに、平成19年7月以来厚生労働省から委託を受けている養育費相談支援センターの収入、自治体・地方公共団体からの相談の受託、面会交流支援の受託に係る収入、一般財団法人司法協会からの研究助成金、一般財団法人日本宝くじ協会からの助成金の継続収入があり、収入全体では前年度の実績を上回った。

支出面では、相談（面会交流援助の相談を含む。）、後見の各事業の活発化に

伴い増額があったが、事業収入に見合う範囲の支出となった。

繰越金を含む収支の全体では黒字となったが、この黒字分は、運転資金としての活用と次年度以降の無償事業部門の維持に充当するほか、万一発生した場合の賠償訴訟案件への対応経費として内部留保することを予定している。

会員の一層の増加、相談活動の活発化、後見関係の積極的受任、啓発図書の出版・販売などにより、引き続き財政基盤の安定化を図る必要がある。

(4) 管理運営

① 事業検討委員会

本部では、事業検討委員会規程に基づき、事業検討委員会を毎月開催して、事業計画の適切な運営・実施に当たっており、検討結果は、事業検討委員会議事録として、各役員、各相談室及び養育費相談支援センターに送付した。

② 各相談室

所属会員が定期的に会合を持ち、事業計画の策定、実施について協議し、民主的・効率的な運営に努めた。

2 事業内容

(1) 本部事業

① 家庭問題情報誌「ふぁみりお」の発行配布

ア 「ふぁみりお」は、65号、66号、67号を発行した。65号（平成27年6月25日発行）は、平成家族考「高齢者の生活と意識の推移を国際比較で考える」、海外トピックス「日本の「ハーグ条約実施法」施行1年を振り返る」を掲載し、66号（10月25日発行）は、平成家族考「FPICが行う事業の歴史と新たな取り組み」、海外トピックス「子どもの貧困についての英国と日本の対策」を掲載し、67号（1月25日発行）は、平成家族考「日本の親子は世界一頭が良いというのはホントですか」、海外トピックス「Mitigation Specialistと新しい司法の流れ(問題解決型裁判所)」等を掲載し、いずれも時宜を得た企画として好評であった。

イ 平成22年度から継続している日本加除出版社『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同じく日本加除出版社『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリಂಗグループ」のコラムを、毎月会員が分担執筆した。

② 啓発図書の出版・販売

平成27年度はFPICとして出版した刊行物はない。

なお、平成26年6月、社団法人設立20周年記念出版として、これまでに「ふぁみりお」に掲載された記事33篇を選び、一般社団法人司法協会から『平成家族考一家族を見続けるFPICからの提言』（1,500円+税）として出版したが、同年の日本図書館協会選定図書に指定されるなど高い評価を受けた。

また、『離婚した親と子どもの声を聴く—養育環境の変化が子どもに及ぼす影響—』（平成17年刊行、800円税込）及び小冊子『子どもが主人公の面会交流—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—』（平成24年刊行、3

24円税込)等も継続して販売した。

③ 広報

ア 取材：平成27年度中に本部・東京相談室においては、新聞社などからの取材が9件あった。

イ ホームページ：公益社団法人家庭問題情報センターの定款、役員名簿、会員名簿、貸借対照表等の財務諸表を本法人のホームページに掲載し、上記の文書を本部事務局に備え置き、一般の閲覧に供した。

そのほか、各相談室の案内、各事業の案内等を掲示し、当事者等への情報提供を行った。また、ハグ案件の面会交流援助のために英文の利用案内を掲載した。

ウ エクスターンシップへの協力：早稲田大学法科大学院から学生1人の依頼があり、受け入れ等に協力した。

(2) 家庭問題に関する心理・教育相談事業及び調停手続事業 (ADR)

① 平成27年度の面接相談受案件数は、東京253、大阪167、名古屋8、福岡33、千葉135、宇都宮9、広島42、松江36、横浜55、新潟9の合計747件であった。平成26年度は612件であり、同年まで減少傾向にあったが、平成27年度は増加に転じた。電話相談は、東京1,716、名古屋358、宇都宮17、広島130、松江34、新潟9件の合計2,264件で、平成26年度(1,981件)よりも増え、年々増加している。

自治体等の相談室への派遣は、東京は川口市、西東京市、ふじみ野市に派遣、宇都宮は小山市に派遣した。大阪は、従前から八尾社会福祉協議会、明石市に派遣していたが、平成27年度は新たに、奈良市、豊中市に派遣した。無料相談会は、東京、大阪、名古屋、千葉、広島において実施した。

② ADR調停

平成27年度の受案件数は東京3件、大阪13件、名古屋2件、合計18件であった。

(3) 親子の面会交流援助

平成27年度の援助件数は、東京424件(うち新受件数225件)、大阪150(48)、名古屋114(30)、福岡37(14)、千葉58(19)、宇都宮9(4)、広島27(10)、松江27(10)、横浜77(50)、新潟9(2)の合計932(412)件であり、前年度と比べると援助件数(平成26年度964件)、新受件数(同434件)ともやや減少している。

前年度に引き続き平成27年度も、面会交流が民法上に明文化された民法の一部改正後の動きに対応すべく、各相談室とも需要の増加傾向に備えて、援助のあり方や支援の態勢について研究会を開催し、研鑽を重ねるとともに、支援を充実するためにケース・スーパービジョンを実施している。さらに、東京、大阪では、新たな援助者を対象に研修会を開催した。

厚生労働省が開始した面会交流援助事業に関連して、東京では、東京都ひとり親家庭支援センターから8件受託した。また、これまで公益財団法人児童育成協会「こどもの城」の利用の便宜を受けていたが、平成27年2月に「こどもの城」が廃止になり、FPICの児童室も限られているため、面会場所の確

保が課題になった。千葉においても、千葉県と業務委託契約を締結し、平成27年度は千葉県母子福祉連合会から4件の依頼を受けた。

(4) 後見，後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

① 平成27年度中の，成年後見人，任意後見人，未成年後見人等の受任又は候補者推薦件数は法人として受任した件数が全国で32件，個人を推薦した件数はなかった。平成27年度期末に係属中の後見関係件数は，東京76，大阪12，名古屋9，千葉77，宇都宮2，横浜1の合計177件で，前年度の152件より25件増加した。

② 公正証書遺言者への支援事業

平成27年度における公正証書遺言作成時の証人推薦の依頼件数は，東京2,314，大阪2,063，名古屋493，福岡146，千葉272，広島18，横浜786件，新潟56件の合計6,148件で，前年度5,693件より455件増加した。年々増加傾向にある。

③ 各相談室は，いわゆる「マイナンバー法」の施行に従い，後見事務で取り扱う特定個人情報の安全管理のための要領を定めた。

(5) 家庭問題に関する調査・研究事業，セミナー・講演会の開催事業，講師・鑑定人の推薦事業，子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

① 家庭問題に関する調査，研究事業

相談，鑑定，面接交流援助及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

東京では，司法協会からの助成金により，平成23，24年度の面会交流の事例についての統計的集約に引き続き，2年目研究として内容的分析をし，その研究結果を取りまとめ，報告書「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築—面会交流の実情と考察—」を作成し，司法協会に報告した。

また，家庭裁判所調査官，家事調停委員，研究者等の実務の参考に資するため，司法協会の了承を得て，プライバシーに配慮した内容の訂正を加えた同名の報告書を刊行した。

平成28年3月，厚生労働省が公募した委託事業「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」において当法人提出の企画書が採用された。

② セミナー事業は，東京においては，ワークショップ「子どもの気持ちを考える～FAITプログラムで一緒に考えよう」及び「高齢社会における家族の将来を考える～成年後見制度の活用を巡って～」を行った。大阪では「FPIC大阪講座」，名古屋では「葛藤を抱えた親子への援助」，福岡では「子どものための交流～子どもの自立に向けて～」を実施し，いずれも盛況であった。

③ 講師・鑑定人の推薦事業

平成27年度は，講師の推薦が東京16，大阪30，名古屋4，福岡20，千葉28，広島3，松江10，横浜8，新潟1で，合計120件であった。平成26年度137件と比べて17件減少した。

鑑定人の推薦は，刑事鑑定で，東京2，大阪1の合計3件であった。

④ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

子の最善の利益を守るために、平成27年度から開始した事業である。平成27年度は、東京7、大阪5、名古屋1、福岡1、千葉8、新潟1、合計で23件であった。

(6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

① これまで厚生労働省から単年度で受託していた「養育費相談支援センター事業」を平成27年4月から3年契約で受託した。主要な事業内容は①自治体の相談員等に対する相談の支援、②自治体の相談員の研修、③一般の当事者からの相談、④ホームページ、パンフレット、セミナー等による広報、情報提供である。このうち③の一般からの相談件数は6,644件(昨年度6,161件)であり、請求手続、養育費算定、不履行、減額請求、面会交流に関する相談が多かった。また、②については全国研修会、専門相談員研修会、地域研修会(8か所)を主催したほか全国で95か所に講師を派遣した。④については、金沢と東京でセミナーを実施したほか、研修教材のうち「養育費相談の手引き」の再訂版を作成した。

② 平成27年度、外務省からハーグ条約に係る面会交流支援事業の委託を受けた。

なお、外務省から支援について照会を受けた事例はあったが、受託には至らなかった。